

議案第 5 号

東郷町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

東郷町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 6 年 2 月 2 6 日提出

東郷町長 井 俣 憲 治

説 明

この案を提出するのは、地方自治法の一部改正に伴い必要があるからである。

東郷町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

東郷町職員の育児休業等に関する条例（平成4年東郷町条例第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

## 議案の概要

### 1 改正理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正に伴い必要があるからである。

### 2 改正内容

会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給することに伴い、所要の規定を整備すること。（第7条関係）

### 3 施行期日

令和6年4月1日から施行すること。